

監 査 報 告 書

平成30年5月26日

学校法人 古沢学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 古沢学園

監事 井上博昭
監事 山下三郎

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人古沢学園寄附行為第7条の定めに基づいて同法人の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧すると共に会計監査人と連携し、計算書類について検討を行うなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実はないものと認めました。

以 上